

平成30年11月6日 未来投資会議資料

# 企業統合に対する独占禁止法の適用について

公正取引委員会 委員長  
杉本 和行

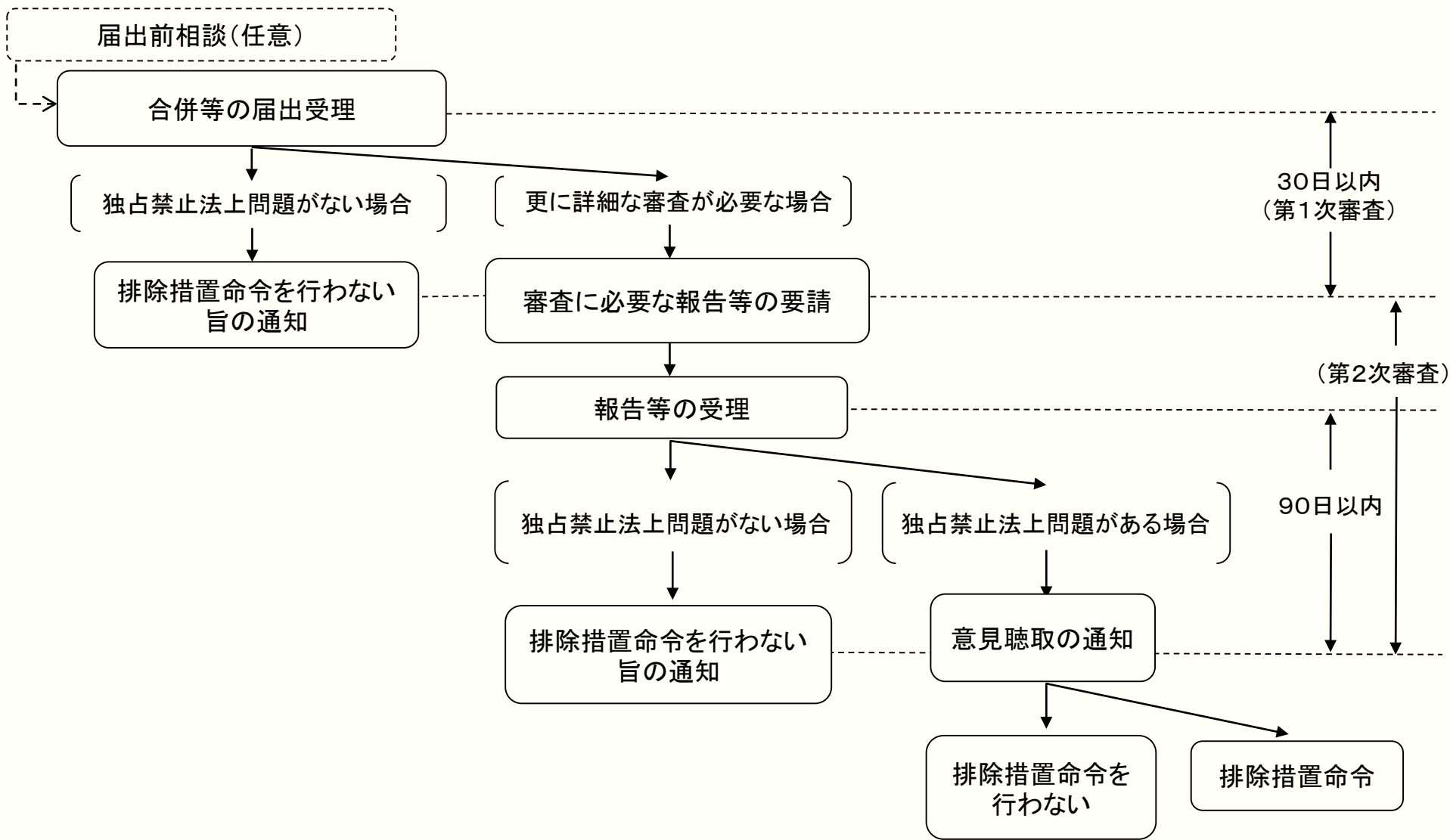
- 独占禁止法に基づく企業結合審査の結果、競争環境が維持されることにより、以下のような利益が生じる

- ① 消費者・需要者 ⇒ 十分な選択肢が確保されることにより効用が増加
- ② 企業 ⇒ 消費者・需要者の需要に適切に対応しようとするインセンティブが生まれ、企業自身の価値が増加
- ③ 経済 ⇒ ①・②により、経済が活性化

- 統合により競争が実質的に制限される場合には、競争回復のための措置が講じられることにより、競争環境を維持することが必要

- このような考え方は、国際的に共通するグローバルスタンダード

- 企業結合審査を行う際の考え方については、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」として公表
- 需要者にとってどの範囲の商品・役務が代替的なのか、当該商品・役務についてどの地域の供給者から調達できるかという観点から競争の実態に即して一定の取引分野(市場)の範囲を画定
- 競争を実質的に制限することとなるかどうかについて、市場の外からの競争圧力、参入による競争圧力等も考慮して検討
- 市場規模が小さく、複数企業による競争が持続困難な場合には、統合により独占禁止法の問題が生じることはない



## 16件の届出があり, 全ての案件を承認

年度	案件名	審査
30	(株)ふくおかフィナンシャルグループ(長崎県(親和銀行)・地方銀行)による(株)十八銀行(長崎県・地方銀行)の株式取得	2次
29	(株)第四銀行(新潟県・地方銀行)及び(株)北越銀行(新潟県・地方銀行)による共同株式移転	2次
29	(株)関西アーバン銀行(大阪府・第二地銀), (株)みなと銀行(兵庫県・第二地銀), (株)近畿大阪銀行(大阪府, 地方銀行), (株)りそな銀行(都市銀行)等による経営統合	1次
29	(株)第三銀行(三重県・第二地銀)及び(株)三重銀行(三重県・地方銀行)による共同株式移転	1次
28	(株)足利ホールディングス(栃木県・地方銀行)による(株)常陽銀行(茨城県・地方銀行)の株式取得	1次
27	(株)横浜銀行(神奈川県・地方銀行)及び(株)東日本銀行(東京都・第二地銀)による共同株式移転	1次
27	(株)東京TYフィナンシャルグループ(東京都・地方銀行)による(株)新銀行東京(東京都・地方銀行)の株式取得	1次
27	トモニホールディングス(株)(香川県・第二地銀)による(株)大正銀行(大阪府・第二地銀)の株式取得	1次
27	(株)肥後銀行(熊本県・地方銀行)及び(株)鹿児島銀行(鹿児島県・地方銀行)による共同株式移転	1次
26	(株)東京都民銀行(東京都・地方銀行)及び(株)八千代銀行(東京都・第二地銀)による共同株式移転	1次
24	(株)きらやか銀行(山形県・第二地銀)及び(株)仙台銀行(宮城県・第二地銀)による共同株式移転	1次
21	(株)徳島銀行(徳島県・第二地銀)と(株)香川銀行(香川県・第二地銀)の共同株式移転	1次
21	(株)関西アーバン銀行(大阪府・第二地銀)と(株)びわこ銀行(滋賀県・第二地銀)の合併	1次
21	(株)池田銀行(大阪府・地方銀行)と(株)泉州銀行(大阪府・地方銀行)の統合	1次
21	(株)関東つくば銀行(茨城県・地方銀行)と(株)茨城銀行(茨城県・第二地銀)の合併	1次
21	フィデアホールディングス(株)(宮城県)による(株)荘内銀行(山形県・地方銀行), (株)北都銀行(秋田県・地方銀行)の株式取得	1次

## 【審査の経緯】

平成28年 2月	・当事会社による株式取得計画の公表	
平成28年 5月	・需要者アンケート①の実施	
平成28年 6月 8日	・株式取得計画の届出書の受理	第1次審査開始
平成28年 7月 8日	・報告等の要請, 第三者からの意見聴取の開始	第2次審査開始
平成28年 8月	・本件統合により競争を実質的に制限することとなる旨の指摘	
平成30年 2月	・需要者アンケート②の実施 ・本件統合により競争を実質的に制限することとなる旨の指摘	
平成30年 5月以降	・当事会社による問題解消措置の検討(8月に変更報告書の提出により問題解消措置の申出)	
平成30年 8月15日	・全ての報告等の受理(これにより第2次審査の期限が平成30年11月14日になる。)	
平成30年 8月24日	・排除措置命令を行わない旨の通知, 審査結果公表	

## 【審査の「長期化」について】

- 第2次審査開始直後の平成28年8月に本件統合により競争を実質的に制限することとなる旨の指摘をしていたが、当事会社が問題解消措置の本格的な検討に着手したのは平成30年5月。
- 第2次審査において、必要な報告がなされれば、公正取引委員会は90日以内に、独禁法上の判断をしなければならない(独禁法第10条等)が、当事会社による全ての報告等は平成30年8月15日に完了。

- 役務ごとに競争の実態に即して一定の取引分野を画定

### 【長崎地銀の件における地理的市場の画定】

#### ○中小企業向け貸出し ⇒ 「長崎県」及び「同県内の8経済圏」

- ①長崎県外に所在する銀行等の店舗から借入れを行っている者は約5%
- ②自己が所在する経済圏の外に所在する銀行等の店舗から借入れを行っている者は約10%
- ③ネット銀行やフィンテック等を用いた借入れは行われていない

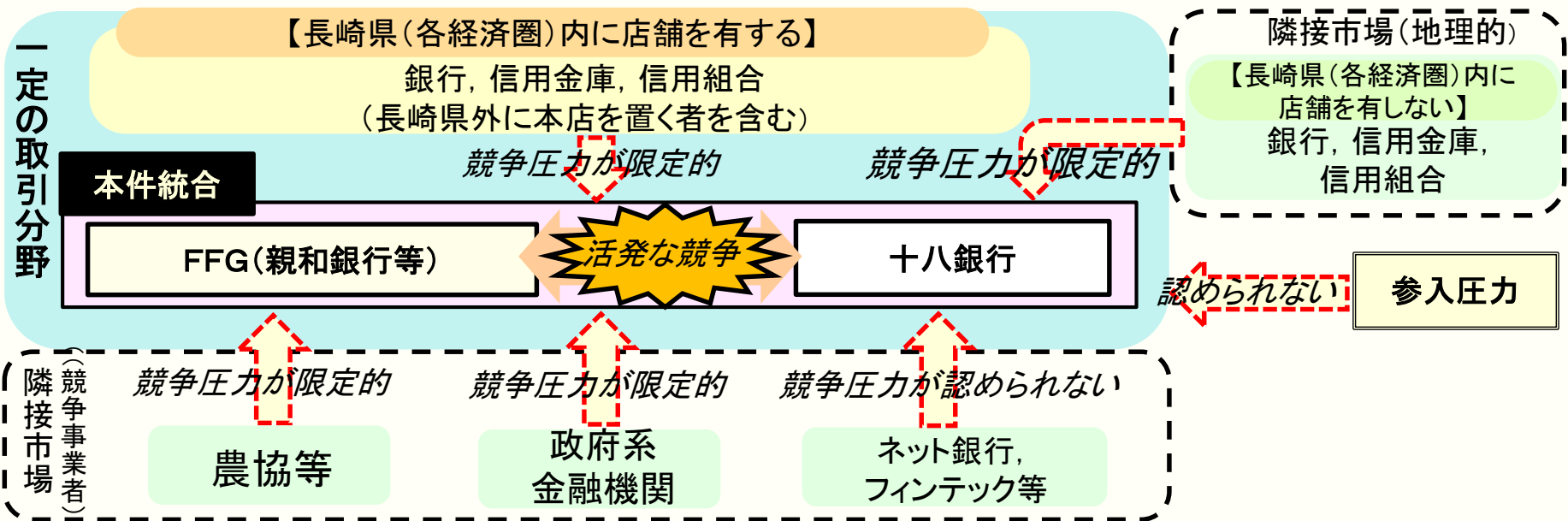
#### ○クレジットカード ⇒ 「日本全国」

- ・(店舗が拠点となる事業性貸出しと異なり,) 需要者はインターネット等の通信手段を通じて日本全国の供給者と取引

- 市場シェアは競争の実質的制限の判断要素の1つにすぎない
- 一定の取引分野の中の競争事業者からの競争圧力を適切に評価・判断するだけでなく、一定の取引分野に含まれていないものについても、実態を踏まえて隣接市場からの競争圧力の有無を適切に評価・判断

### 【長崎地銀の件(中小企業向け貸出し)における競争の実質的制限の判断】

#### 長崎県及び同県内の3経済圏



本件統合により、中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、競争を実質的に制限することとなる  
(その他の役務は特段の問題なし)

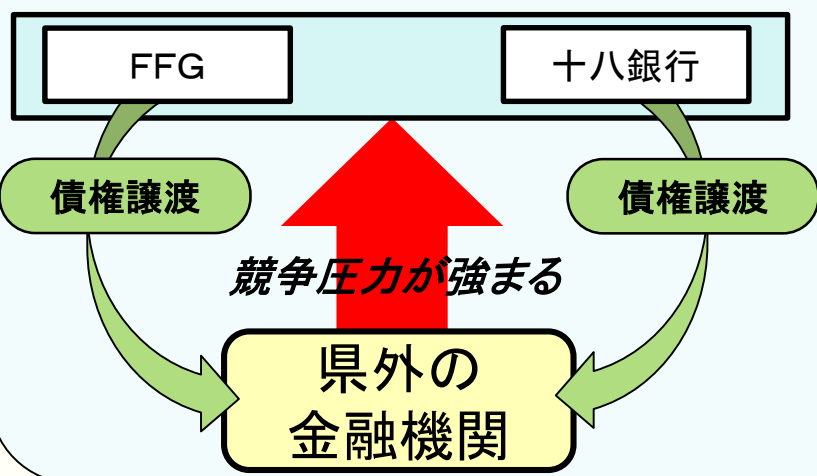


○ 主に県外金融機関に対する債権譲渡により、県外金融機関の顧客基盤の強化が図られ、これら金融機関からの競争圧力が働くと認められる

【長崎地銀の件における問題解消措置の評価】

債権譲渡：1千億円弱相当の貸出債権を他の金融機関に譲渡

対象債権：貸出先が他の金融機関への借換えを希望し、他の金融機関が受入れを応諾した債権



**顧客基盤の構築**

- 取引拡大が容易
- 体制強化のインセンティブ

→ 中小企業にとっての借入先の選択肢が広がる

競争を実質的に制限することとはならない

○ 需要が減少するなど一定の取引分野における市場規模が十分に大きくなく、複数の事業者による競争を維持することが困難な場合には、統合により1社となったとしても、競争を実質的に制限することとはならない。

【長崎地銀の件における離島地域の評価】

対馬等3経済圏		
市場規模が小さい	当事会社グループは店舗等の合理化を図ってきたが採算が取れていない	競争事業者は店舗の譲受けを希望しない
<p>長崎県における中小企業向け貸出し</p> <p>■ 県南・県北・県央 ■ 対馬 ■ 壱岐 ■ 新上五島 ■ その他</p>	<p>合理化</p>	<p>当事会社 → 競争事業者</p>

複数の事業者による競争を維持することが困難

競争を実質的に制限することとはならない

○ 2件の届出があり、いずれの案件も承認(最近10年間)

年度	案件名	審査
29	(株)みちのりホールディングスによる日立電鉄交通サービス(株)の株式取得	1次
24	名古屋鉄道(株)による宮城交通(株)の株式取得	1次

○ 乗合バスに関し、輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる生活路線維持のための共同経営については、道路運送法上、国土交通大臣の認可を受けて協定を締結することができる(独禁法適用除外)

○ 乗合バスに関し、運賃・料金等の制限を伴わない運行時刻の調整、共通定期券等の協定については、原則として独占禁止法上問題とならないとする考え方を公表